



# 熊谷ラグビー場出店募集要項



2023年8月

Vr.1

(一社) 埼玉県ラグビーフットボール協会





熊谷ラグビー場を訪れるファンに  
質の高い熱いゲームと同時に  
喜びと満足を提供する  
グルメや物販など幅広い  
エンターテインメントの創出



- 東のラグビーの聖地として
- ラグビーワールドカップ2019開催会場として
- 埼玉ワイルドナイツのホームグラウンドとして



熊谷はラグビーが面白いだけじゃない！

お腹も一杯 すばらしいグッズも手に入れられる

ラグビータウン熊谷にふさわしい“おもてなし”の提供

リーグワンに関わらず幅広いレベルのゲームで実現  
(大学、高校、その他ラグビーイベントまで)



花園ラグビー場の例

(一社) 埼玉県ラグビーフットボール協会が出店コントロールを実施  
～リーグワンはホストチームと連携して展開～

## 目的

- ① 競技運営と一体となった展開でスポーツコンテンツとしての魅力拡大
- ② 更なる観客動員・ラグビー普及に向けた出店料収入の再投資
- ③ 安全確保と想定されるリスク対応の為にコンプライアンスマネジメント強化

透明性・公平性・納得性の観点で検討

対象ゲーム（イベント）の決定

関連法令・法規の遵守

出店ルール策定・明確化  
(公平性・透明性の原則)

安全確保と想定されるリスクへの対応

出店業者様と県協会間で基本合意書を締結して展開

前提条件	出店場所		出店形態
対象エリア	熊谷スポーツ文化公園ラグビー場エリア（周辺、コンコース）		<ul style="list-style-type: none"> <li>① キッチンカー</li> <li>② テントブース</li> <li>③ 建屋内ブース（ガス使用不可）</li> </ul>
	<p>■ <u>飲食調理営業はキッチンカーに限り出店いただけます</u>  <u>「露店飲食店営業」に該当するものは出店できません</u></p>		
詳細項目	項目	内容	備考
出店条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 出店業者登録制度</li> <li>② 出店に際して</li> <li>③ 出店料（1区画あたり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出店を希望する業者は予め県ラグビー協会との間で“基本合意書”を締結</li> <li>・開催日毎、事前に“出店申込書”にて申請</li> <li>・県協会にて選考の上決定</li> <li>・県協会にて決定・提示</li> <li>・試合毎に別途設定</li> <li>・事前に協会指定金融機関へ振込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合意書の締結</li> <li>・出店者・協会相互の責任の明確化</li> <li>・営業許可書など出店形態毎に必要な関連法規適合の証明書確認</li> <li>・お客様への開示/コンプライアンス対応の徹底</li> </ul>
出店スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 出店者あたりスペース</li> <li>② 出店スペース決定</li> <li>③ 出店者への連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出店業者毎に出店スパンを指定 例（1区画スペース；7m×3m）</li> <li>・事前申し込み締切後協会にて決定</li> <li>・協会事務局より出店者へ連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会事務局にて決定</li> <li>・希望あれば複数スパンへの出店も可能</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新規出店業者募集</li> <li>② 基本合意書の締結</li> <li>③ 対象試合毎に出店受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会HPでの公募</li> <li>・県協会と基本合意書を締結した出店業者を登録して出店を受け付ける</li> </ul>	



## 2023 - 2024シーズン熊谷ラグビー場出店条件まとめ

出店対象業者： 埼玉県ラグビー協会と“基本合意書”を締結した業者

出店条件： 上記業者で出店を希望する場合は、県協会が指定する期日までに県協会に“出店申請書”で申請を行い許可を受け、出店料の事前（銀行）振込済の方

出店料（消費税込み） （1区画/日）	販売	PR（金銭の授受を行わないもの）
リーグワン（予定）	25,000円	15,000円
その他	5,000円	3,000円

※1区画あたりのスペースは基本7m×奥行3m

出店料振込先： 埼玉縣信用金庫 本店営業部 普通 6407560  
口座名義：（一社）埼玉県ラグビーフットボール協会

担当者：（一社）埼玉県ラグビーフットボール協会  
林田・金子

連絡窓口 事務局：小谷野、五十嵐  
埼玉県熊谷市上川上844 さくらオーバルフォート管理棟2F  
TEL：048-577-7107

## 出店合意書締結



## 出店登録社リスト

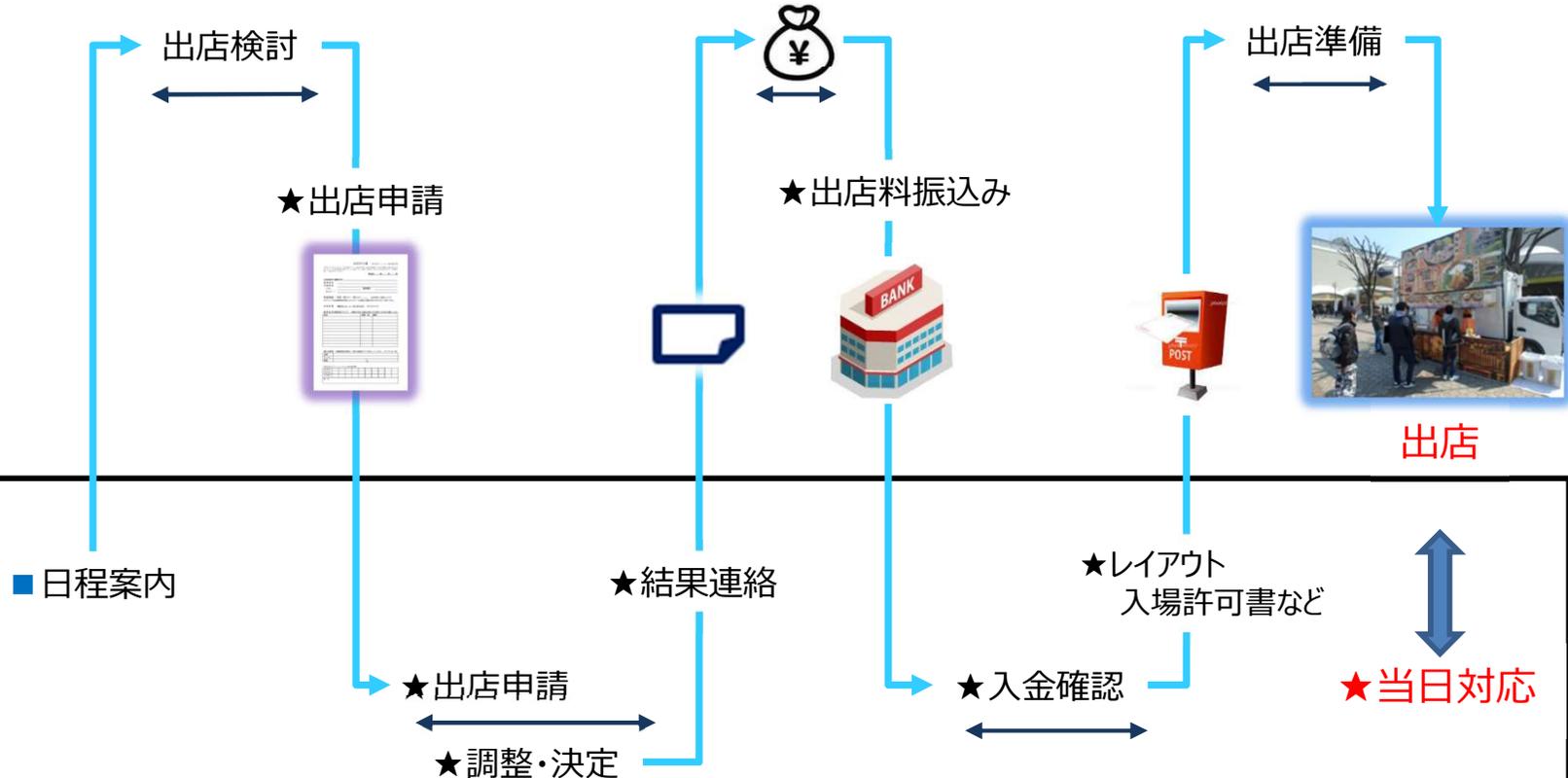
順位	名称	形態	住所	連絡先	営業許可書期限
1	●●●●建設	キツチンカ-	熊谷市方言1700	048-550-8550	2019.11.23
2	〇〇屋	キツチンカ-	熊谷市東道1-1	048-862-5554	2020.05.23
3	△△屋	キツチンカ-	熊谷市吉岡80-1	048-862-5555	2020.10.01
4	◇◆◇	キツチンカ-	熊谷市本町2-1	048-862-5556	2021.03.03
5	※※※	キツチンカ-	熊谷市東道1-4	048-862-5557	2020.11.05



★イベント当日

出店業者様

  
 県協会





# 秋シーズン 日程

## 2023 関東大学ラグビー日程 (於：熊谷ラグビー場)

月日	曜日	グループ	対戦カード		キックオフ	グラウンド	
9月9日	土	リーグ	法政大学	VS	東洋大学	12:30	A
9月9日	土	リーグ	東海大学	VS	拓殖大学	15:00	A
9月10日	日	対抗戦	早稲田大学	VS	立教大学	15:00	A
9月16日	土	リーグ	立正大学	VS	東洋大学	12:30	A
9月16日	土	リーグ	流通経済大学	VS	拓殖大学	15:00	A
9月23日	土	リーグ	法政大学	VS	日本大学	12:30	A
9月23日	土	リーグ	東海大学	VS	大東文化大学	15:00	A
9月30日	土	リーグ	東洋大学	VS	拓殖大学	12:30	B
9月30日	土	リーグ	立正大学	VS	流通経済大学	15:00	B
10月1日	日	リーグ	大東文化大学	VS	日本大学	12:30	A
10月1日	日	対抗戦	立教大学	VS	帝京大学	15:00	A
11月5日	日	対抗戦	成蹊大学	VS	筑波大学	11:30	A
11月5日	日	対抗戦	慶応義塾大学	VS	明治大学	14:00	A
12月2日	土	対抗戦	成蹊大学	VS	青山学院大学	11:30	A
12月2日	土	対抗戦	筑波大学	VS	立教大学	14:00	A

まずは、出店希望の業者様と  
埼玉県ラグビー協会の間で  
“熊谷ラグビー場出店に関する基本  
合意書”を締結していただきます



添付ファイルの基本合意書の条文を  
良くご確認下さい



合意条件に合意いただける場合は、添付ファイル  
の基本合意書をA4サイズで2部印刷の上、  
乙欄に署名・捺印の上、県ラグビー協会事務局  
宛にお届け（郵送または持参）下さい

※飲食キッチンカーの場合は、保健所発行の営業許可書  
と損害賠償責任保険証のコピーも合わせて提出下さい



県協会事務局にて内容を受付後、審査の上、  
基本合意者を締結（業者様保管分を返却します）

熊谷ラグビー場出店に関する基本合意書

一般社団法人 埼玉県ラグビーフットボール協会(以下 甲という)と \_\_\_\_\_  
(以下 乙という)は2019年度に熊谷ラグビー場において開催される甲が主催または主管するゲ  
ームおよびイベント(以下イベントと称する)での物販ブース出店に関して、熊谷ラグビー場を訪れ  
る観客の満足度を高めることを共通の目的とし以下の事項に合意し基本合意書を締結する。

第1 対象となるイベント

- ①トップリーグ(カップ戦(仮称)および公式戦)試合
- ②関東大学公式戦(対抗戦、リーグ戦および大学選手権)
- ③高体連・中体連主催の公式戦
- ④関東女子大会
- ⑤U-18セvens
- ⑥その他、甲が定めるイベント

第2 活動の

乙は、甲が定める出店スペースにおいてイベント期間中以下の活動を、

行う

- ①
- ②物販

第3 出店の申し込み・手続き

- ①甲は乙に対してイベントスケジュールが確定次第、早め口情報提供を行ない乙の出店  
判断に資することが出来る様に努める。
- ②乙がイベントへの出店を希望する場合、甲に対して甲が指定する日までに所定の「出  
店申込書」に必要事項を記載して甲に申請を行う。
- ③甲は、乙からの出店申請に対してイベントの規模・観客動員など総合的判断に基づき、  
調整を行い乙に対して出店許可を行う。
- ④乙は出店許可連絡を受けた後、速やかに所定の「出店料」を甲の指定する銀行口座  
に対して振込みを行う。
- ⑤甲は、イベントの3日前までに乙に対して出店ブースレイアウトおよび設置スケジュー  
ルおよび構内入場許可書の発行など必要な事務連絡を行う。
- ⑥乙は、出店に際して関連する法規・条例に基づいた準備、手続き及び申請などを、  
自ら行い、甲の確認を受けなければならない。

例

以上